

# 四條畷商店会 会則

平成 21 年 4 月改定

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、四條畷商店会という

第 2 条 本会の事務所を、四條畷市内におく

第 3 条 本会は、四條畷楠公地区を中心とした JR 四条畷駅周辺地域にて事業を営む商店、及び事業所にて構成される

第 4 条 本会の全ての事業期首は 4 月 1 日とし、期末を翌年 3 月 31 日とする

## 第 2 章 目的と事業

第 5 条 本会は、会員相互の信頼と融和のもと四條畷楠公地区、JR 四条畷駅周辺地域活性化と環境整備、会員各店、商店会の繁栄を目的とする

第 6 条 本会は、目的を達成する為に、次の事業を行う  
(1) 会員開発事業  
(2) 設備環境振興事業（街灯、駐輪・駐車場、その他）  
(3) 販売促進に関する事業（売り出し等々）  
(4) 会員相互の親睦に関する事業  
(5) その他の必要な事業

第 7 条 会員は第 6 条に定めた事業を達成する為、相互に信頼し、協力し合うものとする

## 第 3 章 会 費

第 8 条 本会の会員は 1 ヶ月金 3,000 円の会費を前月末までに当月分を会に納入するものとする  
入会金は原則として徴収しない  
なお、次の 2 項に該当する場合は別途、会費を納入するものとする  
(1) 会員が同業種で支店を出した場合は会費の 50%を納入するものとする  
但し第 6 章・第 14 条の会議での支店の議決権は無しとする  
議決権を必要とする支店であれば満額を納入するものとする  
(2) 会員が異業種で新たに店舗を出した場合は、店舗数に応じた、通常の会費を納入するものとする

## 第 4 章 販売促進部

第 9 条 本会の会員より販売促進部を組織構成する

第 10 条 販売促進部員は本会の販売促進に関する事業を企画し、会員の協力のもと実行するものとする  
また、第 6 条 (3) に定める販売促進に関する事業とは別の特化した販売促進に関する事業を年間計画に基づいて行うものとし、販売促進会議において随時参加金を徴収できるものとする

## 第 5 章 役 員

第 11 条 本会に、次の役員を置く  
(1) 会長 1 名  
(2) 副会長 若干名  
(3) 会計 1 名  
(4) 副会計 1 名  
(5) 相談役 若干名  
(6) 監査役 2 名  
(7) 販売促進部長 1 名  
(8) 販売促進部副部長 若干名  
(9) 広報 1 名  
(10) 実行委員 若干名（突発的な催事毎に、随時会長より選任する）

第 12 条 役員の任期は 2 年とし、任期満了に伴い必ず改選されるものとする  
但し、改選年度の総会において会員の了承のもとこの限りではない  
また、補欠で選任されたものの任期は、前役員の残任期間とする

第 13 条 役員の選任は、会員の互選にて行うものとする

## 第 6 章 会 議

第 14 条 本会の会議は、次の 4 種とする  
各会議の議長は、各会議の最初に会議出席者にて選任するものとする  
(1) 総会、または臨時総会  
(2) 役員会議  
(3) 販売促進部会議  
(4) 実行委員会議

第 15 条 第 14 条 (1) の総会または臨時総会は会員の過半数（委任状含む）の出席で成立するものとし、その他の各会議はこの限りではない  
委任状は第 14 条 (1) 以外の会議においては必要としない  
各会議の議決は、出席者の過半数で決し、何者もこれを妨げない  
但し、議決の可否が同数の場合は、議長がこれを決するものとする

第 16 条 各会議の審議事項は、以下の (1) から (4) とする  
(1) 総会は、会則または会費の変更、その他本会の存続に関する事項  
(2) 役員会議は、前項 (1) 以外の事項  
(3) 販売促進部会議は主に販売促進に関する事項（実行委員会議の結果も含む）  
(4) 実行委員会議は主に会員の意見を集め協議を行う  
但し、総会又は役員会の審議をもって、この限りではない

## 第 7 章 会 計

第 17 条 本会は、会費及び、その他の収入（金利他）にて運営される

第 18 条 本会は、役員会の審議を経て、随時に臨時会費を集めることが出来る  
（但し、実行委員会にて協議され、担当委員の上程がある場合に限り、審議される）

## 第 8 章 付 則

第 19 条 本会則の細則については、役員会の審議で作成、施行される

第 20 条 本会則、細則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する

### （ 細 則 ）

第 1 条 他業種テナントを含んだ集合的な事業所の商店会入会に関わる入会金、会費等は役員会の審議で決定し、入会を認めるものとする（四條畷市内に限らず周辺であれば入会を認める）  
なお、個店の入会または退会については原則として自由とする  
但し、本会則第 2 章に著しく反する場合または公序良俗に反する行為が認められた場合のみ本会則第 7 章第 14 条 (2) の役員会議において協議し、退会勧告ができるものとする

第 2 条 販売促進部の本会則第 6 条 (3) に定める販売促進に関する事業とは別の特化した販売促進に関する事業は年間計画をもとに運営されるため、参加は 1 年単位とする  
途中参加の場合は、4 月を起点とし、参加金を納入するものとする  
また、途中での不参加申し出についても、3 月を終点とし参加金を納入するものとする  
（但し、販売促進部会議にてこの限りではない）

第 3 条 販売促進部の会則第 6 条 (3) に定める販売促進に関する事業とは別の特化した販売促進に関する事業への参加金については販売促進部会議にて協議決定し、会計・副会計に報告するものとする  
また、会計・副会計は報告を受けた後、協議し参加金の変更をできるものとする